

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を含む。))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年5月11日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 掛水 雅俊

(公印省略)

1 案件概要

(1) 案件名 東千歳(8)施設最適化総合設計に係る技術協力業務

(2) 履行場所 北海道千歳市

(3) 案件概要 本案件の概要は以下のとおり。

本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の技術協力・施工タイプの対象であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

ア 技術協力業務

(ア) 業務内容

計画準備、技術協力業務(実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議)

(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

(ウ) 本技術協力業務の再委託は認めない。

イ 対象施設

【東千歳駐屯地】

(ア) 建替施設(建替後の施設)

隊庁舎(鉄筋コンクリート造 6階建 延べ面積約13,600㎡)ほか79棟、
総延べ面積約195,000㎡

(イ) 改修建物

庁舎(鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積約5,100㎡)ほか52棟、
総延べ面積約50,900㎡

(ウ) 解体建物

庁舎(コンクリートブロック造 3階建 延べ面積約10,200㎡)ほか190棟、
総延べ面積約130,500㎡

(エ) 幹線ユーティリティ 一式

(4) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者に技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続を行う。詳細は公募型プロポーザル方式に関する説明書（以下、「説明書」という。）による。

(5) 本案件において、技術協力業務受注後に予定されている対象施設の工事（以下、「対象工事」という。）については、受注企業の支援を前提とした 監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）に求める同種工事の経験の緩和を行う工事である。なお、対象工事契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、ペナルティとして対象工事において工事成績の評定点を減ずることとする。

(6) 参考額

本案件において、対象工事に先立って実施する技術協力業務の規模は1億4,300万円程度（税込み）、対象工事の規模は2,100億円～2,200億円程度（税込み）を想定している。

(7) 本案件において、対象工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

(8) 整備計画等の変更に伴い、優先交渉権者選定時の提案内容が実施できない場合、優先交渉権者の選定を取り消す場合がある。

(9) その他

ア 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う案件である。ただし、電子入札システムにより難しい者は、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続をいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。申請の方法は、説明書による。

なお、紙見積合わせ方式の申請に関しては、競争参加資格確認申請書（様式第1-3）に理由を記載するものとする。

イ 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う案件である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

(10) 本案件の手続に係る日程については、別冊②の「手続日程表」に記載しているため、参考とされたい。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年

5月11日付北海道防衛局長)に示す手続に従い、東千歳(8)施設最適化総合設計に係る技術協力業務に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

特定建設工事共同企業体の構成は最大10者までの組合せとする。

また、特定建設工事共同企業体の場合、代表者以外の構成員については、代表者以外の構成員①の条件を満たす者を必ず1者以上含むこと。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、以下の表1に示す級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

表1：級別の格付及び経営事項評価数値について

単体又は特定建設工事共同企業体の代表者	「建築一式工事」	経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数)が、1,200点以上
	<u>かつ</u>	
	測量・建設コンサルタント等業務 「建築」	級別の格付が「Aランク」、「Bランク」又は「Cランク」
代表者以外の構成員①	「建築一式工事」 又は 「土木一式工事」	経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数)が、990点以上
代表者以外の構成員②	「建築一式工事」 又は 「土木一式工事」	経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数)が、830点以上
	<u>又は</u>	
	「電気工事」、 「管工事」又は 「電気通信工事」	経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数)が、870点以上

(3) 単体又は特定建設工事共同企業体の構成員は、平成23年4月1日から公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示日(以下、「公示日」という。)までに完成・引渡し完了した工事のうち、以下の表2に示す①又は②のうち、いずれかの工事を施工した実績を有すること。なお、建設共同企業体の構成員としての実績は出資比率が均等割りの10分の6以上のものに限る。

表2：企業の同種工事を施工した実績について

※表2中の点数は経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）を示す。

<p>単体又は特定建設工事共同企業体の代表者</p>	<p>①元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した、国内における鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建築工事 ②防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、国内における鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建築工事</p>	
<p>代表者以外の構成員①</p>	<p>①元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した工事のうち、国内における鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設工事 ②総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、国内における鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設工事</p>	
	<p>「建築一式工事」 990点以上</p>	<p>建築工事の施工実績</p>
	<p>「土木一式工事」 990点以上</p>	<p>土木工事の施工実績</p>
<p>代表者以外の構成員②</p>	<p>①元請けとして受注した国内における鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設工事 ②総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、国内における鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設工事</p>	
	<p>「建築一式工事」 830点以上</p>	<p>建築工事の施工実績</p>
	<p>「土木一式工事」 830点以上</p>	<p>土木工事の施工実績</p>
	<p>「電気工事」又は「電気通信工事」 870点以上</p>	<p>電気工事又は電気通信工事のいずれかの施工実績</p>
	<p>「管工事」 870点以上</p>	<p>管工事の施工実績</p>

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

- (4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者等を、対象工事に専任で配置できること。

ア 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・一級建築士の資格を有するもの。
- ・これと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定したもの。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ 平成23年4月1日から公示日までに完成・引渡しが完了した工事のうち、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有する者であること（原則、現場施工期間の1/2以上の期間従事していること。なお、現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築工事

② 総合発注工事（防衛省発注以外のものも含む。）の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

ウ 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

エ 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めないものとする。

- (5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

ア 一級建築士の資格を有する者。

イ 公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が 5 億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ 20 件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）であること。

また、令和 8 年 10 月 23 日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

なお、公示日現在の手持ち業務に北海道防衛局と契約した業務で予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が 2.5 億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ 5 件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

ウ 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

- (6) 当該技術協力業務に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。詳細は説明書による。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北海道防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 本案件に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は説明書による。
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。
なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。
- (13) 北海道防衛局が発注した、「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のうち、令和6年度及び令和7年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (14) 単体又は特定建設共同企業体の代表者については、北海道防衛局が発注した業務のうち、令和6年度及び令和7年度に完了・引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (15) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。
- (16) 本案件の対象工事において、次のアからウまでのいずれか又は合計で下請け等発注予定金額が各随意契約工事の請負金額の20%を超えていること。

ア 対象工事を実施する都道府県内の地元企業（単体及び建設共同企業体の代表者を除く。）における自社施工費の割合。

イ 対象工事を実施する都道府県内の地元企業を下請け先に採用する発

注予定工事費の割合。

ウ 「単体」又は「建設共同企業体の代表者」及び「地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合。

なお、対象工事の実施にあたり、各随意契約工事において、申請した下請け等発注予定率に満たなかった場合、発注者に未達成の理由を報告し協議をした結果に応じて、以下の①から③までの対応を実施する。

- ① 正当な理由として認められる場合はペナルティはなしとする。
- ② 努力不十分により、申請した下請け等発注予定率に満たないと判断された場合、ペナルティとして当該工事の工事成績の評定点を減点した上で、口頭注意又は書面注意等の措置を行う。
- ③ 申請した下請け等発注予定率を満たすための努力が確認できない場合については、優先交渉権を剥奪し次回の随意契約を締結せず、受注者側からの契約解除を求めることもある。

3 設計業務等の受注者等

上記2(6)の「当該技術協力業務に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。なお、設計業務は分割して発注することを予定している。

・ 1期目業務の受注者

株式会社石本建築事務所
北海道建築設計監理株式会社
株式会社中原建築設計事務所
株式会社札幌日総建
株式会社建築工房
株式会社富士建設コンサル
北電総合設計株式会社
塚田設備管理株式会社

・ 2期目以降の業務の受注者（業務名称、発注時期未定）

4 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 本案件は、陸上自衛隊東千歳駐屯地において計画されている施設の最適化事業として、多数の施設の建替え、改修及び解体を長期にわたり実施するものである。

東千歳駐屯地は、陸上自衛隊第7師団司令部のほか、多数の部隊が所在する石狩・空知・胆振・日高地区の拠点となる駐屯地であり、災害派遣時には、迅速な部隊の出動や他の地域からの展開部隊の受入れが必要となり、十分な展開用地の確保が必要となるため、工事の実施にあたっては部隊運用への影響を考慮した施工計画等の検討が重要である。

建設工事の実施にあたっては、各部隊の訓練計画、運用との調整が綿密な施工計画の立案とともに、高い施工管理能力が求められる。

また、旧軍から使用し、米軍の接収を経て自衛隊が使用しており地下埋設物の状況が不明瞭であることを考慮する必要がある。

このほか、駐屯地が所在する千歳市における半導体工場の建設や新幹線

の札幌延伸に伴う再開発事業など、石狩地方においては多数の大規模民間事業が計画されており、労務者の確保や資機材の調達にあたって、地域の情勢及び気候条件を踏まえた工程計画の検討が必要である。

このような条件のもと、部隊運用を中断させることなく、工事の施工を早期かつ確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、部隊運用も考慮に入れた、仮設計画、施工計画を念頭に置いた技術的な知見を設計に反映することが必要である。

以上のことから、施工者独自の高度な技術を別途実施する設計業務に反映させる必要があるため、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用して技術提案を次の下記(2)アからエまでについて求める。

(2) 評価項目について

提出された技術提案書（下記アからエまで）及び技術資料の地域貢献度（下記オ及びカ）について審査を行う（詳細は説明書による。）。

技術提案書：140点、地域貢献度：20点、合計：160点

ア 技術協力業務の実施に関する提案：20点

イ 東千歳駐屯地において、訓練計画等の部隊運用への影響を考慮したうえで、事業を効率的、かつ、着実に進捗させるための施工計画に関する課題と対策に関する提案：45点

ウ 東千歳駐屯地において、労務者の不足及び工事仮設物や資機材等の調達について、工事の品質を確保しつつ、人員確保・コストを意識した仮設計画及び工程管理等に関する課題と対策に関する提案：45点

エ 東千歳駐屯地において、災害派遣時における部隊活動に対する建設工事が与える影響の想定と対応策に関する提案及び想定外の地下埋設物が発生した場合のその対応策に関する提案：30点

オ 共同企業体の組成に関する評価：10点

カ 地元企業の採用に関する評価：10点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最上位である者が複数いる場合、次のアからオまでの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案書イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案書エの得点が高い者。

ウ 地域貢献度オ及びカの合計得点が高い者。

エ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

オ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

(6) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、対象工事の契約に至

るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。

交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。

詳細は説明書による。

5 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

6 手続等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間：令和8年5月11日から令和8年6月8日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法：全て、電子データで交付を行う。

文書類：PDF（PDF1.7等）

図面類：PDF（PDF1.7等）

申請書類：Word（2007以降）、Excel（2007以降）

又は一太郎（Gov7等）

エ 使用条件：ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限：令和8年6月8日 正午

イ 提出先：上記5に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記5に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メール（添付するファイルはPDF形式のみとし、その他の形式は認めない。）とする。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限：令和8年7月31日 正午

イ 提出先：上記5に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせによる場合は、上記5に持参、郵送等又は電子メール（添付するファイルはPDF形式のみとし、その他の形式は認めない。）とする。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 技術協力業務：納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

イ 対象工事：納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の3以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書、技術資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提

案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行っていない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。

ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、本案件に係る施工の契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び技術資料の差替えは認められない。

(7) 手続における交渉の有無：無。

(8) 契約書作成の要否：要。

(9) 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5に同じ。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる事項を満たしていない者も、上記6(2)により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2(2)に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 見積提出後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(13) 詳細は説明書による。